

## ISO14001 認証取得実績

環境マネジメントシステムの運用を推進していくため、富士通グループ全体でISO14001の認証取得をはかっています。

認証取得実績一覧（合計：85サイト）

### 富士通グループ [国内拠点]

認証取得工場・事業所	認証取得年月
株式会社PFU	1996/10
株式会社山形富士通	1997/05
富士通テン株式会社(本社工場)	1997/06
(中津川工場)	1997/08
信越富士通株式会社	1997/07
株式会社富士通東北エレクトロニクス(本社)	1997/09
株式会社九州富士通エレクトロニクス(鹿児島事業所)	1997/10
富士通VLSI株式会社(高蔵寺・岐阜地区)	1997/12
新光電気工業株式会社(高丘・京ヶ瀬工場)	1998/03
(新井工場)	1999/03
(若穂工場)	1999/07
(更北工場)	2002/09
富士通アイ・ネットワークシステムズ株式会社(山梨工場)	1998/04
富士通フロンテック株式会社(新潟工場)	1998/04
(東京工場)	1998/10
FDK株式会社(山陽工場)	1998/07
(湖西事業所)	1998/10
富士通コンポーネント株式会社(技術開発センター)	1998/07
富士通周辺機株式会社(本社工場)	1998/08

認証取得工場・事業所	認証取得年月
株式会社しなの富士通	1998/08
富士通カンタムデバイス株式会社(本社事業所)	1998/08
富士通アクセス株式会社(FDS下館工場)	1998/09
(FDS協和工場)	1998/11
(FDS開城工場)	1998/12
(FDS下館地区統合)	1999/08
(本社地区)	2000/11
株式会社富士通宮城エレクトロニクス	1998/11
富士通日立プラズマディスプレイ株式会社	1998/11
富士通アイソテック株式会社	1998/12
富士通化成株式会社(本社・横浜工場)	1998/12
富士通メディアデバイス株式会社(須坂事業所)	1997/09
(新横浜事務所)	1999/02
富士通オートメーション株式会社(本社)	1999/03
株式会社島根富士通	1999/03
富士通ネットワークソリューションズ株式会社	1999/03
富士通西日本コミュニケーション・システムズ株式会社(本社 他)	1999/06
富士通エフ・アイ・ピー株式会社(本社 他)	1999/12
株式会社富士通ロジスティクス(東京物流センター)	1999/12
富士通サポートアンドサービス株式会社	2000/03

認証取得工場・事業所	認証取得年月
富士通九州デジタル・テクノロジー株式会社	2000/03
富士通コワ・コ株式会社(本社および主要営業拠点)	2000/03
富士通ワイヤレスシステムズ株式会社	2000/04
株式会社富士通ビジネスシステム(サポートサービス本部)	2000/07
株式会社富士通大分ソフトウェアラボラトリー	2000/10
富士通ディスプレイテクノロジー株式会社	2001/02
富士通デバイス株式会社(本社および中央物流センター)	2001/03
(京都営業所)	2003/04
株式会社富士通関西システムズ(本社)	2001/05
株式会社富士通パーソナルズ(本社)	2001/08
富士通エイ・エム・ディ・セミコンダクタ株式会社(門田・高久工場)	2002/03
富士通リース株式会社(本社)	2002/03
トータルイゼータエンジニアリング株式会社	2000/09
株式会社富士通高知システムエンジニアリング	2002/08
株式会社富士通長野システムエンジニアリング	2003/01

### 富士通グループ [海外拠点]

認証取得工場・事業所	認証取得年月
FUJITSU ICL ESPANA, S.A. (Malaga factory)	1998/04
FUJITSU MICROELECTRONICS Malaysia SDN. BHD.	1998/05
Fujitsu (Thailand) Co., Ltd.	1998/05
Fujitsu Quantum Devices Singapore Pte Ltd	1998/05
FUJITSU COMPONENT Malaysia SDN. BHD.	1998/07
Fujitsu Computer Products Corporation of the Philippines	1998/11
江蘇富士通通信技術有限公司	1998/12
Fujitsu Network Communications, Inc.	1999/04
Fujitsu Computer Products of Vietnam	1999/10
Fujitsu IT Holdings, Inc. (FTSI-Batavia, Illinois)	2001/06
西安富士通通信設備有限公司	2001/06
南通富士通微電子有限公司	2001/06
Fujitsu Telecommunications Europe Limited (Birmingham)	2002/01
(Cambridge)	2002/01

### 富士通

認証取得工場・事業所	認証取得年月
沼津工場(BS7750認証取得)	1995/09
ISO14001へ移行	1996/09
那須工場	1996/03
岩手工場	1996/09
三重工場	1996/12
会津若松工場	1997/02
長野工場	1997/03
熊谷工場	1997/06
明石工場	1997/08
小山工場	1997/11
富士通研究所(厚木地区)	1998/11
南多摩工場	1999/02
ソリューション事業本部(九州R&Dセンター)	2000/02
川崎地区(川崎工場・あきる野TC、YRP研究開発センター 他)	2000/03
館林システムセンター	2000/03
関西システムラボラトリー	2002/01
本社(経営戦略室、人事勤労部、総務部、広報IR室)	2003/03
京都支社・滋賀支店	2003/04

# グリーン製品評価規定

富士通では、1993年度より、新製品の設計時からの環境汚染の未然防止と環境負荷低減を目的に、43項目にわたる「製品環境アセスメント」を実施しています。グリーン製品は環境面で特に優れた製品と位置づけ、「製品環境アセスメント」による評価を90点以上でクリアするとともに、さらに新しいグローバルな環境対策を取り込んだ「グリーン製品評価規定」をクリアするものです。「グリーン製品評価規定」においては、近年の循環型社会の構築に向けた法規制の制定や、エコラベル基準の整備などを踏まえ、環境配慮基準のレベルアップを定期的に実施しています。

## 共通基準

大項目	中項目	共通基準
製品環境アセスメント	総合評価点	製品環境アセスメントの総合評価点が90点以上であること。但し、アセスメント小項目に0点が全くないこと。
省資源化	長期使用性	(1) 製品は、性能または機能を拡張できる構造を保有していること。 【電子部品、携帯製品、ユニット、顧客仕様品：対象外】
	保証履行	(2) 国内に販売する製品の製造者の無償保証期間は、6ヶ月間であること。但し、パーソナル製品は、1年間であること。 【電子部品、海外向けの製品、顧客仕様品：対象外】
	質量、体積、部品点数の削減	(3) 製品の質量、体積、部品点数の以下の基準において、1項目以上を満足しており、満足していない項目は、従来製品と比べて増大がないこと。 1 従来製品と比べて、質量が10%以上、または単位性能当り30%以上減少していること。 2 従来製品と比べて、体積が10%以上、または単位性能当り30%以上減少していること。 3 従来製品と比べて、部品点数が10%以上、または単位性能当り30%以上減少していること。
	再生容易、可能プラスチック使用率	(4) 製品を構成する25g以上の再生容易プラスチック、および再生可能プラスチックの使用率は、25g以上のプラスチック全質量の90%以上であること。 【電子部品、製品内部のプリント配線板：対象外】
	再資源化可能率	(5) 製品を構成する再資源化可能部材の使用率は、製品の質量に対して75%以上であること。但し、液晶ディスプレイ(LCD)ユニットを使用している携帯製品、およびモニタの再資源化可能部材の使用率は、製品の質量に対して50%以上であること。 【電子部品：対象外】
リサイクル設計	プラスチック部品	(6) 製品を構成する25g以上、かつ平らな部分の面積が200mm <sup>2</sup> 以上のプラスチック部品全てに材料表示があること(包装材料を除く) また、質量や面積に関係なく、可能な限り材料表示があること。 【電子部品：対象外】
		(7) 製品を構成する25g以上のプラスチック部品への塗装、またはめっきは必要最小限であること。 【電子部品：対象外】
		(8) 製品を構成するプラスチック部品に、ポリ塩化ビニル(PVC)を使用していないこと。 【ケーブル被覆、電子部品の絶縁材料：対象外】
	一次電池、二次電池	(9) ユーザの取り外しが想定される電池は、電池の取り外しと交換が可能な構造であること。
		(10) ユーザの取り外しが想定されない電池は、電池交換、または修理において、プリント回路板などの全体交換することなく、電池交換できること。
	分離・分解の容易性	(11) 製品は、素手と一般工具により、デバイス、プリント回路板、ケーブル、プラスチック部品、金属部品の単位に分離・分解が可能な構造であること。 【電子部品、自動機、人工衛星、海底中継器、防衛庁向け製品、電波法に定められる無線設備：対象外】
(12) 製品の解体マニュアルを作成していること。 【電子部品、機器の機密部分：対象外】		
化学物質含有規制	PBB、PBBO、塩化パラフィン	(13) 製品を構成するプラスチック部品に、PBB(多臭化ビフェニル)、PBBO(多臭化ビフェニルオキシサイド) 塩化パラフィンが含有されていないこと。
		(14) 製品を構成するプリント配線板に、PBB(多臭化ビフェニル)、PBBO(多臭化ビフェニルオキシサイド) 塩化パラフィンが含有されていないこと。
	鉛	(15) 社内で製造する製品に、鉛はんだが使用されていないこと。
地球温暖化防止	LCA	(16) 製品のCO <sub>2</sub> 排出量を把握していること。
省エネルギー	節電機能	(17) 製品は節電機能を保有していること。 【電子部品、顧客仕様品、製品の機能として節電機能の保有が許されない装置：対象外】
	消費電力値	(18) 従来製品と比べて、単位性能当りの平均消費電力値が小さいこと。
環境情報の提供	-	(19) 回収とリサイクルシステムに関する情報を製品添付書類に記載していること。 【電子部品、顧客仕様品：対象外】
マニュアル	-	(20) 社外提出用ドキュメント類は、ドキュメント類全体の70%以上に再生紙を使用しており、その表紙などにプラスチックコーティングが使用されていないこと。
包装材料	省資源	(21) 段ボールは、古紙配合率が70%以上のものを使用していること。
		(22) 包装材料は必要最小限の使用量であり、従来機器の包装材料と比べて5%以上の減量化、または空間容積率が30%以内であること。
	リサイクル設計	(23) 包装箱に使用されている全ての紙系材料は、再生の妨げになるプラスチック等の貼り合わせ加工を施していないこと。
		(24) 包装材料プラスチック部品への材料表示は、以下の基準を全て満足していること。 1 20g以上(発泡プラスチックは10g以上)のプラスチック材料全てに材料表示があること。 2 材料表示は容易に確認できる位置にあること。
		(25) 包装材料を構成するプラスチック材料に、ポリ塩化ビニル(PVC)を使用していないこと。
		(26) 保護袋は、再生容易プラスチック、または紙を使用していること。
		(27) PBB(多臭化ビフェニル)、PBBO(多臭化ビフェニルオキシサイド)が含有されていないこと。
化学物質含有規制		

## 製品群別基準 [電子部品]

大項目	中項目	製品群別基準
環境ISO	電子デバイス全製品	(1) 製造に係わる全ての拠点で、ISO14001、またはこれに準じた環境マネジメントシステムを構築し、運用していること。
化学物質情報開示	LSI	(2) 当社が製品への含有を禁止している化学物質に関し、不使用証明書の発行が可能であること。
		(3) 製品に係わる下記の化学物質について、その含有量の開示が可能であること。 [砒素、ハロゲン化合物、アンチモン化合物、有機燐、ニッケル]
化学物質含有規制	LSI	(4) 無鉛はんだ対応が可能であること。
包装材料	リサイクル設計	(5) 発泡プラスチックの使用率は、包装材料全質量の20%以下であること。

# 環境パフォーマンスデータ

## 製品群別基準 [ 携帯製品 / 小型製品 ( 機器の質量が3kg未満の製品 ) ]

大項目	中項目	製品群別基準
省資源化	再生プラスチック/再使用部品 ( 磁気ディスク装置、スキャナ )	( 1 ) 製品を構成する部品は、再生プラスチック、または再使用部品を1点以上使用していること。
省エネルギー	省エネ法の遵守( 磁気ディスク装置 )	( 2 ) カタログ等に省エネ法に基づく表示があること。また、省エネ法で定める2005年度目標基準値( トップランナー ) を満足していること。
	国際エネルギースタープログラムの遵守( スキャナ )	( 3 ) 国際エネルギースタープログラムで定める低電力モードの規制値を満足しており、登録申請していること。
化学物質含有規制	液晶ディスプレイユニット ( LCDユニットおよびこれを使用している製品 )	( 4 ) LCD蛍光管の水銀含有量を把握していること。
		( 5 ) LCD蛍光管の水銀含有量は、蛍光管1本当り5mg以下であること。
包装材	リサイクル設計	( 6 ) 発泡プラスチックの使用率は、包装材全質量の10%以下であること。

## 製品群別基準 [ 中型製品 / 大型製品 ( 機器の質量が3kg以上の製品 ) ]

大項目	中項目	製品群別基準
省資源化	再生プラスチック/再使用部品 ( 電子計算機、磁気ディスク装置、スキャナ )	( 1 ) 製品を構成する部品は、再生プラスチック、または再使用部品を1点以上使用していること。
省エネルギー	省エネ法の遵守 ( 電子計算機、磁気ディスク装置 )	( 2 ) カタログ等に省エネ法に基づく表示があること。また、省エネ法で定める2005年度目標基準値( トップランナー ) を満足していること。
	国際エネルギースタープログラムの遵守 ( 電子計算機、スキャナ )	( 3 ) 国際エネルギースタープログラムで定める低電力モードの規制値を満足しており、登録申請していること。
化学物質含有規制	液晶ディスプレイユニット ( LCDユニットおよびこれを使用している製品 )	( 4 ) LCD蛍光管の水銀含有量を把握していること。
		( 5 ) LCD蛍光管の水銀含有量は、蛍光管1本当り5mg以下であること。
包装材	リサイクル設計	( 6 ) 発泡プラスチックの使用率は、包装材全質量の10%以下であること。

## 製品群別基準 [ パーソナルコンピュータ ]

大項目	中項目	製品群別基準
省資源化	保守部品供給	( 1 ) 保守部品の供給は、製造終了から最低5年間保証されていること。
	再生プラスチック/再使用部品	( 2 ) 製品を構成するプラスチック部品に、再生プラスチック、または再使用部品を1点以上使用していること。
	資源再利用率	( 3 ) 資源有効利用促進法に基づく、以下の機器の資源再利用率を計算していること。 ・デスクトップパソコン本体:50%以上 ・ノートパソコン:20%以上 ・CRT / 液晶ディスプレイ:55%以上
リサイクル設計	プラスチック部品	( 4 ) 製品を構成する25g以上のプラスチック部品は、ポリマ( ホモポリマ、コポリマ ) またはポリマアロイを使用していること。
		( 5 ) 製品を構成する25g以上のプラスチック部品は、金属の埋め込み( インサート類 ) がないこと。但し、一般工具により分離可能な金属の埋め込みは、対象外とする。
化学物質含有規制	一次電池、二次電池	( 6 ) カドミウム、水銀、鉛が添加されていないこと。
	CRT	( 7 ) カドミウムが添加されていないこと。
省エネルギー	省エネ法の遵守	( 8 ) カタログ等に省エネ法に基づく表示があること。また、省エネ法で定める2005年度目標基準値( トップランナー ) を満足していること。
	国際エネルギースタープログラムの遵守	( 9 ) 国際エネルギースタープログラムで定める低電力モード、およびディスプレイがディープスリープモードの消費電力値を満足しており、登録申請していること。
環境情報の提供	長期放置後動作保証	( 10 ) 電源プラグを抜いた状態で、4週間以上放置しても正常に動作すること。但し、日付、時刻等といったタイマー情報の消失は障害とみなさない。
		( 11 ) 長期使用に関する情報を製品添付書類に記載していること。
		( 12 ) カドミウム、シアン、鉛、クロム、砒素、水銀、フッ素、ホウ素、セレン、アンチモンを製品に含有している場合、その情報を製品添付書類に記載していること。
包装材	リサイクル設計	( 13 ) エネルギー消費に関する情報( 電源スイッチOFF状態、最大消費電力、最小消費電力、エネルギー消費の回避方法 ) を製品添付書類に記載していること。
		( 14 ) 発泡プラスチックの使用率は、以下の基準値を満足していること。 ・パソコン本体の包装に使用される発泡プラスチックの使用率は、包装材全質量の10%以下であること。 ・ディスプレイの包装に使用される発泡プラスチックの使用率は、包装材全質量の20%以下であること。

## 製品群別基準 [ プリンタ / 大型プリンタ ]

大項目	中項目	製品群別基準	
省資源	保守部品供給	( 1 ) 保守部品の供給は、製造終了から最低5年間保証されていること。	
	再生プラスチック/再使用部品	( 2 ) 製品を構成する部品は、再生プラスチック、または再使用部品を使用していること。	
リサイクル設計	プラスチック部品	( 3 ) 25g以上のプラスチック製の大型筐体部品は、ポリマ( ホモポリマ、コポリマ ) またはポリマアロイを使用していること。	
		( 4 ) 筐体を構成する25g以上のプラスチック部品は、4種類以下の分離可能なポリマ、またはポリマアロイを使用していること。	
	分離・分解の容易性	( 5 ) 製品は、分離に必要な結合箇所を容易に検出できること。 ( 6 ) 製品は、分解工具に必要な掴み点と作業空間が確保されていること。	
化学物質含有規制	プラスチック	( 7 ) 筐体および筐体部品を構成するプラスチック部品は、鉛、およびカドミウムが添加されていないこと。	
	一次電池、二次電池	( 8 ) カドミウム、水銀、鉛が含有されていないこと。	
	トナー、インク、インクリボン	( 9 ) ドイツの危険物質政令 § 4aのR番号の物質を含有していないこと。 ( 10 ) 発癌性物質( TRGS905、TRGS900: ECカテゴリーのCare.Cat1、2、3、またはMAK値リスト 1、2、3 を含有していないこと。 ( 11 ) 変異原性物質( TRGS905、TRGS900: ECカテゴリーのMut.Cat1、2、3、またはM1、2、3 を含有していないこと。 ( 12 ) IARC国際癌研究機関のレベル1、2A、2Bの発癌性物質が添加されていないこと。 ( 13 ) カドミウム、水銀、鉛、六価クロムおよびその化合物が含有されていないこと。	
	感光体ドラム	( 14 ) カドミウム、水銀、鉛が含有されていないこと。	
	化学物質使用規制	( 15 ) オゾン層破壊物質( モントリオール議定書の付表A、B、Cの物質 ) が製造過程において使用されていないこと。	
	省エネルギー	国際エネルギースタープログラムの遵守	( 16 ) 国際エネルギースタープログラムで定める低電力モードの消費電力値を満足しており、登録申請していること。
		電源スイッチOFF状態	( 17 ) 電源スイッチOFF状態の消費電力値は、2W以下であること。
		長期放置後動作保証	( 18 ) 電源プラグを抜いた状態で、4週間以上放置しても正常に動作すること。
	環境情報の提供	( 19 ) エネルギー消費に関する情報( 電源スイッチOFF状態、最大消費電力、エネルギー消費の回避方法 ) を製品添付書類に記載していること。	
	回収/リサイクルシステム	トナーカートリッジ	( 20 ) トナーカートリッジは、回収とリサイクルを行っていること。
プリンタ用紙	リサイクル紙の使用	( 21 ) 古紙を原料とするリサイクル紙がプリンタ用紙として使用できること。	
	使用量の削減	( 22 ) プリンタ用紙の使用量を削減できる機能( 両面印刷、縮小印刷、裏面印刷など ) を保有していること。	
包装材	リサイクル設計	( 23 ) 発泡プラスチックの使用率は、包装材全質量の20%以下であること。	

富士通グループにおけるPRTR法対応物質の収支結果

(単位: kg)

第一種指定化学物質の名称	第一種指定化学物質の号番号	取放量	排出量				移動量		リサイクル量、除去処理量、消費量
			大気への排出	公共用水域への排出	当該事業所における土壌への排出(埋立処分以外)	当該事業所における埋立処分	下水道への移動	当該事業所の外への移動(下水道への移動以外)	
亜鉛の水溶性化合物	1	6589.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6589.4
2-アミノエタノール	16	477433.0	143.9	420.0	0.0	0.0	0.0	335612.8	141256.3
アンチモン及びその化合物	25	418.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	9.0	409.0
4,4-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	30	7818.6	240.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4998.1	2580.5
エチレングリコール	43	19319.2	14.9	403.0	0.0	0.0	0.0	8037.4	10864.0
エチレングリコールモノエチルエーテル	44	7273.8	875.4	0.0	0.0	0.0	0.0	5402.4	996.0
エチレングリコールモノメチルエーテル	45	774.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	774.6	0.0
キシレン	63	313899.7	7861.5	0.0	0.0	0.0	0.0	23584.4	282453.9
銀及びその水溶性化合物	64	458.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	8.8	448.6
クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	85	1442.4	144.24	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コバルト及びその化合物	100	4443.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	61.0	4382.0
酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	101	1984.0	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1978.7	0.0
無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	108	38630.8	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	12.6	38598.2
o-ジクロロベンゼン	139	18989.2	5146.8	0.0	0.0	0.0	0.0	13842.4	0.0
ジクロロベンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)	144	250.0	250.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
銅水溶性塩(錯塩を除く。)	207	811713.7	0.0	557.1	0.0	0.0	64.8	8037.0	803054.8
トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	217	104.6	104.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1,3,5-トリメチルベンゼン	224	4216.4	161.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4054.6
トルエン	227	19864.5	13688.1	7.0	0.0	0.0	0.0	766.5	5402.9
鉛及びその化合物	230	191263.8	0.0	28.8	0.0	0.0	0.2	9591.6	181643.2
ニッケル	231	59318.8	0.0	576.5	0.0	0.0	8.0	202.6	58531.7
ニッケル化合物	232	106607.8	0.0	594.5	0.0	0.0	2.2	2196.2	103814.9
ノニルフェノール	242	518.6	18.7	0.0	0.0	0.0	0.0	499.9	0.0
砒素及びその無機化合物	252	158.8	0.0	0.0	0.0	0.0	12.1	69.0	77.7
ヒドラジン	253	1208.0	489.6	0.1	0.0	0.0	0.0	612.0	106.3
ヒドロキノン	254	381.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	202.6	178.7
ピロカテコール	260	12985.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12985.0	0.0
フェノール	266	9094.1	2370.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6590.7	133.4
ふっ化水素及びその水溶性塩	283	214709.3	1442.3	32301.7	0.0	0.0	1024.3	127522.1	52419.0
ほう素及びその化合物	304	28277.7	0.0	5200.0	0.0	0.0	0.0	5206.5	17871.2
ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	307	2908.0	1.9	18.0	0.0	0.0	0.0	2809.0	79.1
ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル	309	468.0	0.0	94.0	0.0	0.0	0.0	0.0	374.0
ホルムアルデヒド	310	8019.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	7999.4
マンガン及びその化合物	311	995779.3	0.0	52.6	0.0	0.0	0.0	29345.3	966381.4
メタクリル酸	314	360.0	0.0	360.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル	317	265.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	265.5
モリブデン及びその化合物	346	252.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	244.0
合計		3368198.4	34257.1	40633.3	0.0	0.0	1112.2	600986.1	2691209.7

富士通グループが主に使用するPRTR対象物質の生態影響および工場からの排出基準値

第一種指定化学物質の名称	第一種指定化学物質の号番号	使用時の状態	環境省生態毒性(単位:mg/l) <sup>2</sup>									大気汚染に係わる基準値(工場の排出基準)		水質汚染に係わる基準値(工場の放流基準)	
			藻類			ミシコ			魚類			大気汚染防止法基準値	富士通自主管理基準値(参考)	水質汚濁防止法基準値	富士通自主管理基準値(参考)
			成長障害		急性遊泳障害	繁殖障害		急性毒性	延長毒性						
			72hr-EC50	72hr-NOEC	48hr-EC50	21day-EC50	21day-NOEC	96hr-LC50	14day-LC50	14day-LC50					
マンガン及びその化合物	311	液体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10mg/l	1mg/l
銅水溶性塩(錯塩を除く。)	207	液体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10mg/l	1mg/l
2-アミノエタノール <sup>1</sup>	16	液体(有機溶剤)	2.8	1	97	2.5	0.85	>100	>100	100	-	-	-	-	-
キシレン	63	液体(有機溶剤)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100ppm	-	5mg/l
トルエン	227	液体(有機溶剤)	43.3	9.7	4.13	2.35	1.17	25.4	10.5	0.72	-	50ppm	-	5mg/l	

1 2-アミノエタノールは主に電子部品の洗浄工程で使用され、工程は密閉式(クローズドシステム)であり、使用後は精製再利用または廃棄物として大気、水域へ排出されることなく回収される。

2 環境省生態毒性

- ・藻類生長阻害試験: 水系食物連鎖における生産者である藻類(単細胞緑藻類)を対象とし、化学物質に72時間暴露した際の藻類の生長、増殖に及ぼす影響(生長阻害半数影響濃度EC50、無影響濃度NOEC)。
- ・ミシコ急性遊泳阻害試験: 水系食物連鎖における一次消費者であるミシコ(甲殻類)を対象とし、化学物質に48時間暴露した際のミシコの遊泳に及ぼす影響(遊泳阻害半数影響濃度EC50)。
- ・ミシコ繁殖阻害試験: 水系食物連鎖における一次消費者であるミシコ(甲殻類)を対象とし、化学物質に21日間暴露した際のミシコの繁殖に及ぼす影響(繁殖阻害半数影響濃度EC50、無影響濃度NOEC)。
- ・魚類急性毒性試験: 水系食物連鎖における高次消費者である魚類(メダカ)を対象とし、化学物質に96時間暴露した際の魚類に及ぼす影響(半数致死濃度LC50)。
- ・魚類延長毒性試験: 水系食物連鎖における高次消費者である魚類(メダカ)を対象とし、化学物質に14日間暴露した際の魚類への影響(半数致死濃度LC50、無影響濃度NOEC)。
- ・EC50: 試験生物への影響が対照群(試験物質に暴露しない群)に比べ50%現れると算定される試験物質の濃度。藻類の場合は、72時間後の細胞密度が半分となる濃度。
- ・NOEC: 試験生物への影響が、対照群と比べて有意な差を示さない無作用濃度のうちの最高試験濃度。
- ・LC50: 試験生物の50%を死亡させると算定される試験物質の濃度。